

震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針

1 消火栓の信頼性の向上

震災時にも消火栓の機能が確保できるよう、水道管路において石綿セメント管や老朽管の更新を優先しながら、耐震管路網の整備に努めるとともに、地震に対して信頼性の高い府営水道送水管へ消火栓としての機能も有する給水栓付き空気弁（あんしん給水栓）の設置を推進するものとする。

2 多様な水利の確保

- (1) 震災時の消火栓の機能低下を考慮し、耐震性貯水槽等の防火水槽の整備、河川、ため池等の自然水利やプール等の活用などにより、消火栓のみに偏らない多様な消防水利の確保に努めるものとする。
- (2) 当面、震災時においても有効な各消防水利間の距離が600m以内となるよう整備を図るものとする。
- (3) 河川、ため池、プール等の管理者は、消防機関と協議しながら、消防水利の確保のために必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

3 消防水利の要件

消防水利は、「消防水利の基準（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）」第3条第1項、第6条及び第7条の規定に適合するものでなければならない。

[参考：消防水利の基準]

第3条 消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

（第2項以下略）

第6条 消防水利は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。
- (2) 取水部分からの水深が、0.5メートル以上であること。
- (3) 消防ポンプ自動車容易に部署できること。
- (4) 吸管投入孔のある場合は、その一辺が、0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。

第7条 消防水利は常時使用しうるように管理されていなければならない。